

和寒町人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、和寒町で平成18年3月に「和寒町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

人事行政の運営等の状況の公表は、この条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件等を町民の皆さんに公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区分	平成17年度職員数	平成17年度退職者数	平成18年度採用者数	平成18年度末職員数
一般職	119	6	3	116
技能労務職	7	0	0	7
合計	126	6	3	123

(2) 職員の採用及び退職の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	15	15		
	税務	3	4	1	欠員補充
	農林水産	12	11	△1	兼務発令により減
	商工	2	2		
	土木	6	6		
	小計	40	40	0	
福祉関係	民生	11	11		
	衛生	9	8	△1	人事異動のため減
	小計	20	19	△1	
	一般行政部門計	60	59	△1	
教育	小計	13	12	△1	兼務発令により減
	小計	13	12	△1	
公営企業会計	病院	24	24		
	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	27	26	△1	退職不補充
	小計	53	52	△1	
合計		126	123	△3	

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	13名削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

126名 (平成17年4月1日) から13名削減し113名とします

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳ネットワーク人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	4,226人	3,618,144千円	64,334千円	541,833千円	14.98%	14.25%



(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	73人	287,008千円	40,423千円	114,070千円	441,501千円	6,048千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額及び平均給与月額の状況 (平成19年4月1日)

■一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和寒町	41.9歳	325,300円	365,372円
			353,865円
国	40.4歳	328,477円	381,212円
類似団体	42.3歳	320,771円	357,950円
			353,009円

■技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和寒町	53.7歳	327,400円	350,503円
			344,416円
国	48.4歳	286,500円	318,595円
類似団体	48.4歳	283,905円	307,211円
			303,910円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
3 国及び類似団体は平成18年4月1日現在

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	和寒町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	
一般行政職	大学卒	170,200円	182,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	146,700円	138,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
		平均給料月額	平均給料月額	平均給料月額
一般行政職	大学卒	— 円	346,800円	371,300円
	高校卒	241,600円	281,400円	356,000円
技能労務職	高校卒	— 円	201,300円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	9人	15.0%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4人	6.7%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、係長等の職務	14人	23.3%
4級	困難な業務を処理する係長等の職務、課長補佐等の職務	17人	28.4%
5級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務、課長等の職務	11人	18.3%
6級	困難な業務を処理する課長等の職務	5人	8.3%

(注) 1 和寒町の給与規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

和寒町		国	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

和寒町		国	
(支給率) 自己都合	勤奨・定年	(支給率) 自己都合	勤奨・定年
勤続20年 23.50月分	30.55月分	勤続20年 23.50月分	30.55月分
勤続25年 33.50月分	41.34月分	勤続25年 33.50月分	41.34月分
勤続35年 47.50月分	59.28月分	勤続35年 47.50月分	59.28月分
最高限度額 59.28月分	59.28月分	最高限度額 59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)		その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	8,442千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	216千円
支給実績 (17年度決算)	11,089千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	270千円

6 特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	町長	748,000円 / 798,000円 / 340,000円
	副町長	594,000円 / 663,000円 / 346,000円
報酬	議長	246,000円 / 307,000円 / 149,000円
	副議長	195,000円 / 251,000円 / 115,000円
	議員	170,000円 / 236,000円 / 97,000円
期末手当	町長	(18年度支給割合) 4.45月分
	副町長	(18年度支給割合) 4.45月分
	議長	(18年度支給割合) 4.45月分
	副議長	(18年度支給割合) 4.45月分
退職手当	町長	(算定方式) (支給時期) 748,000円×5.314×在職年数 任期満了後
	副町長	594,000円×3.356×在職年数 任期満了後

(注) 類似団体についての最高/最低額は平成18年4月1日現在



(4) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 18年度決算	支給実績 1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目以降 月額6,000円 16~22歳までの扶養親族 月額 5,000円/人 加算	同		9,242千円	220,055円
住居手当	持ち家 月額6,000円 借家 家賃に応じて 限度額27,000円	異	持ち家2,500円 (新築・購入から5年間) 借家 家賃に応じて 限度額27,000円	5,224千円	94,973円
通勤手当	キ口数に応じて 2,000円~24,500円	同		397千円	79,440円
管理職手当	管理職= 課長・課長補佐職 課長職 30,000円 課長補佐職 20,000円	異	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 一種 給料月額の25% 二種 給料月額の20% 三種 給料月額の16% 四種 給料月額の12% 五種 給料月額の10% 本省庁課長補佐 給料月額の8%	8,617千円	344,685円

(注) 国の制度については平成18年4月1日現在

7 勤務時間その他の勤務条件の状況

(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8時30分	17時15分	12時15分~13時	廃止	土曜・日曜

このページに掲載し切れなかったその他の内容については、和寒町のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。